

精神障害者保健福祉手帳の更新手続きをされる皆さまへ 自立支援医療（精神通院医療）の更新手続きをされる皆さまへ

新型コロナウイルス感染症にかかる更新手続きの臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、医師の診断書を取得することを目的に、医療機関を受診することを避けるため、臨時的な更新手続きをします。

精神障害者保健福祉手帳

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える方

診断書による申請をされる場合は、診断書を添付せずに更新できます。

○現に所持している手帳の有効期限の日から1年以内は医師の診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができます。

* 1年間猶予するもので、**免除ではありません。** 猶予期間内に診断書は提出して下さい。

自立支援医療費（精神通院医療）

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に受給者証の有効期限を迎える方

手続き不要で更新した扱いとします。

○診断書の提出が困難な場合、当該支給認定の有効期間は、現に所持している受給者証の有効期間に1年を加えた期間とします。

○更新申請書の提出の必要はありません。

手帳の更新手続き

- ★ 障害等級は、従前の等級のままになります。
- ★ 猶予期間内に診断書を提出され、等級を変更する必要があると判断されたときは、先に交付した手帳と引き換えに新たな等級の手帳を交付します。
- ★ 年金証書等の写しによる申請は、従前どおりの手続きとなります。

受給者証の取り扱い

- ★ 受給者証については、現に交付されているものを有効期間の1年後まで引き続き使用することとして差支えありません。
- ★ 医療機関へ臨時的取扱いとして、有効期間を超えた受給者証も当面有効である旨、周知しています。

精神障害者保健福祉手帳の更新申請手続き、自立支援医療（精神通院）の受給者証の記載事項等に変更が生じた場合の変更の申請手続きは、郵送による手続きも可能です。

お問い合わせ

尼崎市疾病対策課

☎ 06-4869-3053

FAX 06-4869-3049

裏面あり

精神障害者保健福祉手帳

こんなときは？

Q 1 医師の診断書の提出 1年猶予で更新した場合の手帳の有効期限は1年か、2年か？

A 1 有効期限は2年。診断書の提出を1年猶予しているのみで、有効期限は通常時の扱いと同じです。

Q 2 猶予期間の1年を超えても診断書を提出しなかった場合、どうなるのか？

A 2 提出自体を免除するものではないため、**1年を超えて提出がなかった場合**、必要な書類が揃わないことになるため、**手帳は無効になります**。ただし、従前より遡及更新の手続きも可能としていますので、診断書を添付のうえ、改めて更新手続き（下記例参照）をしてください。

【例】有効期限が令和2年5月31日までの方

→ 令和4年5月31日まで更新可能(有効期間 R2. 6. 1~R4. 5. 31)

Q 3 猶予期間内に提出した診断書によって、等級変更される場合があるのか？

A 3 等級変更が必要な場合、精神保健福祉センターで判定します。判定の結果、等級変更が必要になる場合は、**遡及して適用はせずに、等級変更が生じた時点から新しい等級**となります。

Q 4 Q 3で等級変更が必要となった手帳の有効期限は、診断書の提出から2年となるのか？

A 4 診断書なしで更新した有効期限までの残りが有効期間となります。

Q 5 手帳更新時点と等級が同じ場合でも手帳の有効期限は延長されるのか？

A 5 診断書なしで更新した等級に変更がない場合は、診断書なしで更新した有効期限までの残期間とします。

自立支援医療(精神通院)

こんなときは？

Q 1 有効期間を延長するのに、何か手続きする必要があるのか？

A 1 手続きは不要です。現在、お持ちの受給者証をそのまま使用できます。県、市町及び医療機関等において、有効期間を読み替える対応をします。

Q 2 診断書の提出は2年に一度とされている。本来、当該期間に診断書が必要であった方、不要であった方とそれぞれ取り扱いに違いがあるが、どんな取り扱いになるのか？

A 2 診断書が必要であった方、不要であった方それぞれの本来提出する時期を1年遅らせるものです。

【例】令和2年5月31日に期限が満了する受給者について、同年6月1日以降の更新申請を予定していた場合

- ・ 本来診断書の提出が**必要**であった受給者 令和3年6月1日～の申請時（次回）に提出
- ・ 本来診断書の提出が**不要**であった受給者 令和4年6月1日～の申請時（次々回）に提出（次回の申請時の提出は不要）

Q 3 延長になった期間中に所得区分など変更申請等が必要な場合どうするのか？

A 3 変更申請等の手続きの必要が生じた場合、**変更申請等を行っていただく必要があります**。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、郵送により、申請受付や受給者証の返還を行いません。